

「青少年の健全な育成に関する条例」の一部改正案の骨子について提出された御意見と京都府の考え方

意見募集期間 平成29年10月6日（金）～平成29年10月27日（金）

寄せられた御意見 8名から13件の御意見をいただきました。

	意見の要旨	京都府の考え方
1	フィルタリングで犯罪を防止できるのなら、今後もフィルタリングを進めていくべき。	フィルタリングの普及に向けた取り組みを今後とも推進していきます。
2	青少年の犯罪被害を防ぐためにはある程度の厳しさが必要であり、条例改正には賛成。	インターネットの利用により有害情報を閲覧する機会が生じることなどから、フィルタリングの解除について慎重に検討いただくような取り組みを今後とも推進していきます。
3	各家庭内でのルールについてそれぞれ考え方がある。教育のためにネットを使用する家庭もあり、フィルタリングを必須化すると一部使用できなくなるので、保護者の同意があれば解除できるようにすれば良いと思う。	京都府の条例上、閲覧を制限されるべき情報は有害情報のみであります。そして保護者がその保護する青少年のインターネット利用状況を適切に把握する等により有害情報を閲覧することがないようにすることにより、フィルタリングを解除することができるとしています。
4	フィルタリングについて、もう少し使いやすく、かつ、制限をかける所には制限がかかるようになれば良いと思う。	また、一方で、必要以上にフィルタリングがかからず、使いやすいシステムにするように、事業者働きかけていきます。
5	今回の法改正によるフィルタリング有効化措置はフィルタリングの利用を一層確実にするためのものであるため、保護者が当該措置を希望しない場合には、事業者は、保護者自らの責任で爾後適切に有効化措置を行うことを確認すれば、改正法の趣旨を補完できると考えます。	今回の条例改正において、フィルタリング解除の手続きに書面を要すること、保護者がその保護する青少年のインターネット利用状況を適切に把握する等により有害情報を閲覧することがないようにすることを条件としようとするのは、青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧することのないようにする取り組みの一環でありますので、御理解くださいますようお願いいたします。
6	関係する事業者及び携帯電話の利用者に過度の負担にならないよう配慮してほしい。	現状の契約手続きや契約者の方の利便性もふまえて、電磁的方法による手続きも検討したいと考えています。
7	フィルタリング不要の申出については、利便性向上のため電磁的方法による提出で可能としてほしい。	
8	青少年が被害をうける事件は、大人が加害者であることも多いので、大人を含めて見ることによって犯罪を助長するものも規制が必要だと思う。	青少年を取り巻く大人への啓発も含め、今後の活動の参考にいたします。

9	<p>条例の規制だけでなく、危険に近づかない使い方を教えることが重要。</p>	<p>今後とも、青少年育成団体、教育機関、警察、事業者等と連携し、青少年のネットリテラシーの向上に向けた広報啓発に取り組みます。</p>
10	<p>フィルタリングをかける際には、詐欺サイトや出会い系サイトの怖さを生活の中で親子で話をしながら身につけないと、形だけのものになってしまうように感じる。</p>	
11	<p>フィルタリングだけでなく、学校などで使い方を教えるべき</p>	
12	<p>保護者、青少年への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いしたい</p>	
13	<p>フィルタリングをかいくぐるようなアプリ等が作られているので、アプリの開発等にモラルを持ってもらいたい。</p>	